

広島県水道広域連合企業団管理規程第11号

広島県水道広域連合企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程を次のように定める。

令和7年7月7日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

第1章 総則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「給与条例」という。）第25条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関して画一的基準を設けることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味に用いるものとする。

- (1) 「職員」とは、一般職の職員で給与条例の適用を受ける者をいう。
- (2) 「昇格」とは、職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 「降格」とは、職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 「経歴年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規程においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 「必要経歴年数」とは、職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経歴年数をいう。
- (6) 「在級年数」とは、職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
- (7) 「必要在級年数」とは、職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。
- (8) 「正規の試験」とは、企業長が実施する試験又は企業長がこれに準ずると認める試験をいう。

(職務の級の決定)

第3条 職員の職務の級は、その者の職務に応じ、広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号。以下「給与規程」という。）第2条第2項の規定により定められる級別職務分類表及びこの規程で定める基準に基づいて決定するものとする。

(級別資格基準表)

第4条 級別資格基準表は、この規程において別に定める場合を除き、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の級別資格基準表には、その適用範囲並びに必要経験年数及び必要在級年数を定めるものとし、同表中各欄の右に掲げる数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、左に掲げる数字は学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

第5条 級別資格基準表は、試験欄に掲げる試験の区分に応じて適用するものとする。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて職員以外の地方公務員、国家公務員その他企業長がこれらに準じると認める者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると企業長が認める者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表（別表第2）に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることその者に有利である場合には、その区分によることができる。

5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第4項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 職員の前条第4項の規定の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第3）の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合にはその定めるところによる。

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学

年数調整表（別表第4）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

第8条 正規の試験の行われる職の属する職務の級における在級年数は、職員が、その試験の結果に基づいて当該職務の級の資格を取得した時以後の在級年数とする。

第2章 初任給

（新たに職員となった者の職務の級）

第9条 新たに職員となる者の職務の級を決定する場合は、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表の定めによらなければならない。ただし、第16条各号のいずれか又は第17条第1号若しくは第2号に該当する者について事務局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、企業長が別に定めるところにより、同表に掲げる必要経験年数の8割以上10割未満の年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

（初任給基準表）

第10条 初任給基準表は別表第5に定めるとおりとする。

第11条 初任給基準表は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとし、同表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（号給の決定）

第12条 新たに職員となった者の号給は、第9条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表の試験欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、この規程の定めるところにより前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

第13条 職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である職員を除く。）の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるもののほか、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）

の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とする。

第14条 次の各号に掲げる経験年数を有する職員（特定管理職員（給与規程第3条の3第2項に規定する特定管理職員をいう。以下同じ。）を除く。）については、その者の受けるべき第12条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち7年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が7年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて企業長が別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち事務局内の他の職員との均衡を考慮して企業長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に別表第8に定める昇給号給数表のC欄の右に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（企業長が別に定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で企業長が別に定める数を加えて得た数を号数とする号給）をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号に掲げる者については、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得した時又はその者の選択された採用候補者名簿が確定した時以後の経験年数
- (2) 第5条第2項第2号に掲げる者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（前条の規定の適用を受ける者等で企業長が別に定めるものにあつては、企業長が別に定めるところにより得られる経験年数）
- (3) 第5条第3項の規定の適用を受ける者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。第5号において同じ。）以外の号給である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得した時以後の経験年数）
- (4) 前3号又は次号に該当する者以外の者については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得した時以後の経験年数
- (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給である者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第6条及び第7条の規定を準用する。

第15条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

第16条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて新たに職員になった者の号給の決定について、前2条の規定による場合は、著しく事務局内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

- (1) 第2条第1号に規定する職員以外の職員で給料表の適用を受けない者
- (2) 国家公務員又は他の地方公共団体に勤務する者
- (3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者
- (4) その他企業長が前各号に準ずると認める者

第17条 次に掲げる場合において、第14条又は第15条の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、事務局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ企業長の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある研究員等の職に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

第3章 昇格及び降格等

(昇格)

第18条 職員を昇格させるときはその者の経験年数又は在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数（ただし、勤務成績が特に良好である者にあつては、同表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の8割以上10割未満の年数をもって同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。）に達していることを基準として、1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において1年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、職務の特殊性等によりその在級年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、企業長が別に定めるところによるときは、この限りでない。

第19条 現に職員である者が、級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、又は同表に異なる資格の定めのある試験欄に属する職に異動した結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、前条の規定にかかわらずその資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

第20条 職員が生命をとして職務を遂行しそのために死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなったときは、第18条の規定にかかわらず、あらかじめ企業長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給の決定)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、次項に定める場合を除き、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第6)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を給料表の職務の級5級以上に昇格させた場合におけるその者の号給は、その者が昇格した職務の級の最低の号給とする。
- 3 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 第19条の規定により職員を昇格させた場合において、第1項及び前項の規定により定められるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しない場合においては、第1項及び前項の規定にかかわらず、第29条第1項の規定によることができる。
- 5 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前各項の規定により決定される号給が事務局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前各項の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格の場合の号給の決定)

第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次項に定める場合を除き、その者に適用される給料表に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第7)の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を給料表の職務の級5級以上から1級下位の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給は、次条第2項及び第3項の規定に準じる方法により得られる号給とする。
- 3 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 前3項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ企業長の承認を得てその者の号給を

決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第4章 昇給

(昇給日)

第23条 給与規程第3条の3第1項の企業長が別に定める日は、第27条に定めるものを除き、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の証明)

第24条 給与規程第3条の3第1項の規定による昇給（第27条に定めるところにより行うものを除く。第26条の規定において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給の号給数を3号給とすることを標準とする職員)

第25条 給与規程第3条の3第2項の企業長が別に定める職員は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第26条 職員（特定管理職員を除く。以下この条において同じ。）を給与規程第3条の3第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて昇給号給数表（別表第8）に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2 職員の昇給区分は、第24条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、企業長が別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 企業長が別に定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 企業長が別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ企業長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、企業長が別に定める割合におおむね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に第21条第4項若しくは第29条の規定により号給を決定された者の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切捨てた数）に相当する号給数（企業長が別に定める職員にあつては、企業長が別に定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（特別の場合の昇給）

第27条 勤務成績の良好な職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、あらかじめ企業長の承認を得て当該各号に定める日に、給与規程第3条の3第1項の規定による昇給をさせることができる。

(1) あらかじめ企業長と協議の上その指定を受けた研修に参加し、成績が良好なものとして認定された場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等によって職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊な施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより、企業長の指定する表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少によって廃職又は過員を生じた結果退職

する場合 退職の日

(4) 公務のため死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなった場合 死亡した日又は身体に著しい障害を有することとなったことが確認された日

(5) 前各号に定めるもののほか企業長が特に必要と認める場合 企業長の認める日
(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第28条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第5章 補則

(号給の決定の特例)

第29条 現に職員である者が上位の号給を当該初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができる。

2 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員については、あらかじめ企業長の承認を得て、その者の号給を上位に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第30条 休職にされ、若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第13号。以下「休業等条例」という。)第22条の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をし、休業等条例第30条の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、給与規程第3条の4の規定に基づき号給の調整を行うときは、その者の休職期間、専従許可の有効期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間、育児休業の期間又は休暇の期間を別表第9に掲げる休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日、職務に復帰した日若しくは休暇の終了した日の翌日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に企業長が別に定めるところにより、その者の号給を調整するものとする。

(給料の訂正)

第31条 職員の給料の決定に誤りがあり、企業長がこれを訂正しようとする場合において、特別の事情があると認められるときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(企業長の承認を得て定める基準等についての暫定措置)

第32条 第17条に規定する企業長の承認を得て定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給の決定は、あらかじめ個別に企業長の承認

を得て行うものとする。

(補則)

第33条 この規程により難い事情があると認められるときは、あらかじめ企業長の承認を得て、別段の定めをすることができる。

第34条 この規程の実施に関し、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

級別資格基準表

試験		学歴免許	職務の級						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
正規 の 試験	大学卒業程度	大学卒		7	4	4	3	3	3
	短大卒業程度	短大卒		9.5	4	4	3	3	3
	高校卒業程度	高校卒		12	4	4	3	3	3
その他		中学卒		13	4	4	3	3	3
			0	7	11	15	18	21	24
			0	10	14	18	21	24	27
			0	12	16	20	23	26	29
			3	16	20	24	27	30	33

備考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は、広島県水道広域連合企業団職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずる試験を示す。

別表第2（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等資格の区分		該当者
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(6) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了者 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業者 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業者 エ アからウまでに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了者 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業者 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者 エ アからウまでに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
3	(1) 高校	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科

高校卒	専攻科卒	の卒業者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業者又は中等教育学校の前期課程の修了者 イ アに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格を有する者

別表第3（第6条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考	
国家公務員 地方公務員 旧公共 企業体 職員 政府関 係機関 職員 外国政 府職員	職務の種類が類似しているもの	10割以下	事務局内の他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りでない。	
	その他のもの	8割以下		
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下		
	その他のもの	8割以下		
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。	
その他の期間	教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下		
	技能労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下		事務局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は「8割以下」とすることができる。
	その他のもの	2割5分以下		事務局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は「5割以下」とすることができる。

備考

- 1 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによる。
- 2 その他の期間の区分中技能労務等の職務で関係があると認められるものの項の適用を受ける期間のうち、技能労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同項換算率の欄中

「5割以下」を「8割以下」に、同項備考の欄中「8割以下」を「10割以下」とする。

- 3 その他の期間の区分中その他のものの項の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在学期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、同項換算率の欄中職員としての職務に直接役立つと認められる期間については「2割5分以下」を「8割以下」と、その他の期間については「2割5分以下」を「5割以下」とし、同項備考の欄中職員としての職務に直接役立つと認められる期間については「5割以下」を「10割以下」と、その他の期間については「5割以下」を「8割以下」とする。

別表第4（第7条関係）

修学年数調整表

学歴免許等の資格区分				調整年数			
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
		修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
		大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大卒	14年	短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
		短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
		短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
		高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
		高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- 1 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 2 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「+」は加える年数を、「-」は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄に本表の学歴区分欄に掲げる学歴（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）が掲げられているときは、その学歴区分の修学年数からその者の属する学歴区分の修学年数を減じ、その差が負となるときは、その差の年数を加える年数として、その差が正となるときは、その差の年数を減ずる年数として、本表にそれぞれ級別資格基準表又は初任給基準表の

学歴免許欄の学歴に対する調整年数が定められているものとする。

- 4 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数に1年を加えた年数をもって本表の次に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。
 - (1) 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業生
 - (2) 学校教育法による3年制の短期大学（昼間課程2年制に相当する単位を3年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業生（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
 - (3) 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業生（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
 - (4) 学校教育法による高等専門学校2年制の専攻科の卒業生（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- 5 学校教育法による大学の獣医学科（修業年限六年のものに限る。）を卒業後、獣医師国家試験に合格した職員については、本表の学歴区分欄の「大学6卒」の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって同表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。
- 6 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を修了した者については、本表の学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

別表第5（第10条関係）

初任給基準表

	試験	学歴免許	初任給
正規の試験	大学卒業程度		1級29号給
	短大卒業程度		1級19号給
	高校卒業程度		1級9号給
その他		高校卒	1級5号給

備考 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。

別表第6（第21条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	1
25	1	5	1
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	4
29	1	9	5
30	1	10	6
31	1	11	7
32	1	12	8
33	1	13	9
34	1	14	10
35	1	15	11
36	1	16	12
37	1	17	13
38	1	18	14
39	1	19	15
40	1	20	16
41	1	21	17

42	1	22	18
43	1	23	19
44	1	24	20
45	1	25	21
46	1	26	21
47	1	27	22
48	1	28	22
49	1	29	23
50	1	30	23
51	1	31	24
52	1	32	24
53	1	33	25
54	2	34	25
55	3	35	26
56	4	36	26
57	5	37	27
58	6	37	27
59	7	37	28
60	8	38	28
61	9	38	29
62	10	38	29
63	11	39	30
64	12	39	30
65	13	39	31
66	14	40	31
67	15	40	32
68	16	40	32
69	17	41	33
70	18	41	33
71	19	41	34
72	20	42	34
73	21	42	34
74	22	42	34
75	23	43	34
76	24	43	34
77	25	43	35
78	26	44	35
79	27	44	35
80	28	44	35
81	29	45	35
82	30	45	35
83	31	45	35
84	32	45	35
85	33	46	36
86	33	46	36
87	34	46	36

88	34	46	36
89	35	47	36
90	35	47	36
91	36	47	36
92	36	47	36
93	37	47	37
94		47	37
95		47	38
96		48	38
97		48	39
98		48	
99		48	
100		48	
101		48	
102		48	
103		49	
104		49	
105		49	
106		49	
107		49	
108		49	
109		49	

別表第7（第22条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	53	21	25
2	54	22	26
3	55	23	27
4	56	24	28
5	57	25	29
6	58	26	30
7	59	27	31
8	60	28	32
9	61	29	33
10	62	30	34
11	63	31	35
12	64	32	36
13	65	33	37
14	66	34	38
15	67	35	39
16	68	36	40
17	69	37	41
18	70	38	42
19	71	39	43
20	72	40	44
21	73	41	46
22	74	42	48
23	75	43	50
24	76	44	52
25	77	45	54
26	78	46	56
27	79	47	58
28	80	48	60
29	81	49	62
30	82	50	64
31	83	51	66
32	84	52	68
33	86	53	70
34	88	54	76
35	90	55	84
36	92	56	92
37	93	59	94
38	93	62	96
39	93	65	97
40	93	68	97
41	93	71	97

42	93	74	97
43	93	77	97
44	93	80	97
45	93	84	97
46	93	88	97
47	93	95	97
48	93	102	97
49	93	109	97
50	93	109	97
51	93	109	97
52	93	109	97
53	93	109	97
54	93	109	97
55	93	109	97
56	93	109	97
57	93	109	97
58	93	109	97
59	93	109	97
60	93	109	97
61	93	109	97
62	93	109	97
63	93	109	97
64	93	109	97
65	93	109	97
66	93	109	97
67	93	109	97
68	93	109	97
69	93	109	97
70	93	109	97
71	93	109	97
72	93	109	97
73	93	109	97
74	93	109	
75	93	109	
76	93	109	
77	93	109	
78	93	109	
79	93	109	
80	93	109	
81	93	109	
82	93	109	
83	93	109	
84	93	109	
85	93	109	
86	93	109	
87	93	109	

88	93	109	
89	93	109	
90	93	109	
91	93	109	
92	93	109	
93	93	109	
94	93	109	
95	93	109	
96	93	109	
97	93	109	
98	93		
99	93		
100	93		
101	93		
102	93		
103	93		
104	93		
105	93		
106	93		
107	93		
108	93		
109	93		

別表第8（第26条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給	6号給	4号給（給与規程第11条第1項に規定する管理監督職員のうち第25条に規定する職員にあっては、3号給）	2号給

別表第9（第30条関係）

休職期間等調整換算表

事由	引き続き勤務しなかった期間の換算率
<p>給与規程第36条の5第1項の規定に該当する休職、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下この表において「就業規則」という。）第35条第1項第2号に規定する第1号介護休暇、就業規則第32条第1項の表第8号に規定する負傷又は疾病のうち公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病による休暇、自己啓発等休業（大学等課程の履修のうち職員としての職務に特に有用であると認められるもの又は国際貢献活動のためのものに限る。）及び育児休業</p>	<p>2 / 2 以下</p>
<p>給与規程第36条の5第2項又は第3項の規定に該当する休職、就業規則第35条第3項に規定する第2号介護休暇、就業規則第42条の2第1項に規定する出生支援休暇、就業規則第32条第1項の表第8号に規定する負傷又は疾病（公務又は通勤によらない負傷又は疾病に限る。）による休暇、自己啓発等休業（前項に掲げるものを除く。）及び配偶者同行休業</p>	<p>1 / 2 以下</p>
<p>専従許可</p>	<p>2 / 3 以下</p>
<p>給与規程第36条の5第4項の規定に該当する休職</p>	<p>0（ただし、無罪の判決を受けたときは2 / 2 以下とすることができる。）</p>